

大蔵委員會議録第四十七号

昭和二十九年四月二十六日(月曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 黒金 泰美君 理事 坊 秀男君

理事 山本 勝市君 理事 久保田 鶴松君

大平 正芳君 吉米 地英俊君

福田 赳夫君 藤枝 泉介君

堀川 恭平君 福田 繁芳君

本名 武君 春日 一幸君

平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局長)

正示 啓次郎君

大蔵事務官(理財局長)

阪田 泰二君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

同日

四月二十三日

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三三号)

農山漁村における産業経済団体の法人税免除に関する請願(高橋圓三郎君紹介)(第四五三七号)

いよう、服専流制度存続に関する請願(山中貞則君紹介)(第四五三八号)

国民金融公庫の貸付わく拡大に関する請願(山中貞則君紹介)(第四五四〇号)

古仁屋港を貿易港に指定の請願(山中貞則君紹介)(第四五四七号)

第三種施設に対する入場税の課税措置

第一類第六号

大蔵委員會議録第四十七号

昭和二十九年四月二十六日

置に関する請願(只野直三郎君紹介)(第四五八七号)
の審査を本委員会に付託された。
同月二十四日

下関税関支署設置に関する陳情書(下関市長福田泰三)(第二九〇二号)

漁民課税の対策に関する陳情書(全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄)(第二九〇三号)

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案に関する陳情書(東京都千代田区西神田二丁目全国相互金融協合理事長西森久記)(第二九六三三号)

入場税の国移移管反対に関する陳情書(東京都千代田区九段都道府県会館内地方税制改正対策協議会事務局細田義安)(第二九七三三号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一四三三三号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)

○千葉委員 長 次、経済援助資金特別会計法案、日本国とアメリカ合衆国

との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、国の所有に属する自動車

の交換に關する法律案、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律案(内閣提出第一五八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の實施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六一号)

大蔵省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六二二号)

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三三三号)

議案の審査に入り、前にお諮りいたしました。当委員会では、審査中の出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案につきましては、先

日参考人より意見を聴取いたしましたのでありますが、さらに田中警視總監を参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○千葉委員 長 御異議ないようでありますので、さう決定いたします。なお参考人招致の日時等につきましては、委員長に御一任を願います。

○千葉委員 長 次、経済援助資金特別会計法案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、国の所有に属する自動車

の交換に關する法律案、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律案(内閣提出第一五八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の實施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六一号)

大蔵省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六二二号)

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三三三号)

議案の審査に入り、前にお諮りいたしました。当委員会では、審査中の出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案につきましては、先

日参考人より意見を聴取いたしましたのでありますが、さらに田中警視總監を参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○千葉委員 長 御異議ないようでありますので、さう決定いたします。なお参考人招致の日時等につきましては、委員長に御一任を願います。

○千葉委員 長 次、経済援助資金特別会計法案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、国の所有に属する自動車

の交換に關する法律案、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律案(内閣提出第一五八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の實施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六一号)

大蔵省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六二二号)

と、五〇年の古い自動車に幾らぐらゐあるか、新車が幾らぐらゐあるか。もちろん事務用の乗用車でございしますが、この資料を出してもらわねことには、われ／＼同僚委員の質疑の矛盾点が依然つきりしませんので、この法案をスムーズに上げることが至つて困難じやなからうかと存じます。本日、お聞きかどうかは存じませんが、委員長の格別の配慮の結果、実はこの法案を上げることになつておつたわけでありま。ただ不幸にして当局とあなたの方との連絡がよろしきを得なかつたために、これが間に合ひませんのではなはだ遺憾でございしますが、明日の委員会には、できることとてございします。事務用の乗用車の総合数と、五〇年より前の車が何パーセント、新車が何パーセント、もしあるならば国産自動車は何パーセント、こういつた資料を出してもらつと、本法案を上げるのに非常に参考になると思ひますから、それを強くあなたに要望

でございしますが、この資料につきましては、さつそく調べまして後刻申し上げたいと存じます。

○福田(繁)委員 この法律案を上げられた趣旨はわれ／＼よく承でございしております。ただ問題は、先般の当委員会において、この法案に關してのわれわれ同僚委員と政府当局との間の御質問、あるいはお答えの内容をつぶさに伺つておりますと、どうしても台数というものと、できることとてあります。ならば、たとえば五〇年を境界にして、五〇年の古い自動車に幾らぐらゐあるか、新車が幾らぐらゐあるか。もちろん事務用の乗用車でございしますが、この資料を出してもらわねことには、われ／＼同僚委員の質疑の矛盾点が依然つきりしませんので、この法案をスムーズに上げることが至つて困難じやなからうかと存じます。本日、お聞きかどうかは存じませんが、委員長の格別の配慮の結果、実はこの法案を上げることになつておつたわけでありま。ただ不幸にして当局とあなたの方との連絡がよろしきを得なかつたために、これが間に合ひませんのではなはだ遺憾でございしますが、明日の委員会には、できることとてございします。事務用の乗用車の総合数と、五〇年より前の車が何パーセント、新車が何パーセント、もしあるならば国産自動車は何パーセント、こういつた資料を出してもらつと、本法案を上げるのに非常に参考になると思ひますから、それを強くあなたに要望

でございしますが、この資料につきましては、さつそく調べまして後刻申し上げたいと存じます。

○福田(繁)委員 この法律案を上げられた趣旨はわれ／＼よく承でございしております。ただ問題は、先般の当委員会において、この法案に關してのわれわれ同僚委員と政府当局との間の御質問、あるいはお答えの内容をつぶさに伺つておりますと、どうしても台数というものと、できることとてあります。ならば、たとえば五〇年を境界にして、五〇年の古い自動車に幾らぐらゐあるか、新車が幾らぐらゐあるか。もちろん事務用の乗用車でございしますが、この資料を出してもらわねことには、われ／＼同僚委員の質疑の矛盾点が依然つきりしませんので、この法案をスムーズに上げることが至つて困難じやなからうかと存じます。本日、お聞きかどうかは存じませんが、委員長の格別の配慮の結果、実はこの法案を上げることになつておつたわけでありま。ただ不幸にして当局とあなたの方との連絡がよろしきを得なかつたために、これが間に合ひませんのではなはだ遺憾でございしますが、明日の委員会には、できることとてございします。事務用の乗用車の総合数と、五〇年より前の車が何パーセント、新車が何パーセント、もしあるならば国産自動車は何パーセント、こういつた資料を出してもらつと、本法案を上げるのに非常に参考になると思ひますから、それを強くあなたに要望

申し上げておきます。

○千葉委員 長 平岡君。

○平岡委員 たいだいま福田君の質問にかかわる国の所有に属する自動車交換に關する法律案に關連しまして、二、三御質疑いたしたいのであります。先過井上さんとあなたの方との質疑關係で、かなりこの法律案提出の御意向が尽されていと思うのですけれども、財政上従来の行き方ですと、たとえば自動車の払下げによる金銭の出し入れは、雑収入として国の会計に入つて行くと思うのです。ところが今回の改正によりますと、その点が少し事態がかわつて来ると思ふのです。御承知のように政府は一兆予算を出して、この徹底のために特に物件費の削減という点で、相当各省の削減に向つて強力に仕寄せが来ていると思ふのです。ところが政府のそうした意圖をちよつとはぐらかすように、悪く考えますとこの法律によつて逃げの手を打っているようにも考えられないこともないと思ふのです。たとえば時価にしまして百万円なら百万円の古自動車がある。これは實際は、次官とか局長のために二百万円程度の自動車とかえて行く、こういうことをするの、今までですと百万円というのは、これを売って払いまして、国の会計の方に入れてしまふ、そして二百万円新たな予算要求を出さなければならぬ。ところが今言つたような物件費の削減の政府の意圖にさからつて行くことがなか／＼不可能だといふときに、この法律ですと、百万円だけを支出すればよろしいようになるわけ。こういう点で私もどもはちよつと疑義があるわけ。ですから、この法律案はほんとうに小型自

動車に切りかえて行くという、国民のみんなが要望し、われ／＼も納得する目的のためにこの法律を出したのであるか、あるいは今の物件費削減という内閣の意圖を合法的にはずして行くような——これはかりにもそういう意圖があつてはならぬはずでありますけれども、どこにあなたの方のこの法案提出の趣旨があつたか、もう一回確認していただきたい。

○正示政府委員 たいだいま御指摘のうちに、私もどしましては、財政法に定められました法定予算主義というところが非常に大きな原則でございますので、これをみだるといふことはきわめて例外として許されるというふうな考へておるのでございします。ところが平岡委員御承知のように、物品会計に關しまして今日規定が非常に不備でございます。物品会計全体を統一的に規定するような仕組みを、実は政府部内においてしきりに考へておつたのであります。その場合に、物品の管理上の一つのやり方といたしまして自動車の交換、特にたゞいま御指摘のように小型自動車等によりまして燃料の節約ができ、あるいは修理その他の合理化ができるというようなことがございしましたので、その一環として実は研究を進めて来たのであります。御承知のよう外貨事情等の關係で、特に官庁の事務用自動車について、この際速急に適當な措置を講ずることが必要になりましたので、実は物品会計法の検討はたゞいままだ進行中でございしますが、自動車の交換だけを切り離して、この際せひ通過をさせていただきたい。実はこう考へておるのであります。従いまして、お示しのような一兆予算の関

係から脱法的に物件費を節約するといふような意圖では全然ございせん。従来の懸案でございしました自動車の保管、管理、特にそのときの燃料その他の關係、あるいは輸入外貨の節約關係とよつたような要請にこたへまして、官庁の自動車の態様を合理的に定めて行くような道を開きたいというところから、多年の研究の結果この法案を出したような次第でございします。決して一兆予算のための手段ではないのでございしますので、その点は御了承願ひたいと存じます。

○平岡委員 この法律の第二項ですが「前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足せなければならぬ。」これは交換した場合、こつちの取前の多いときに相手方から補足せなければならぬということになつておるわけ。そうするとこの金銭の出入りはどうなのですか。一般会計の雑収として繰入れるのですか、それともその省にとめておくのですか。

○正示政府委員 一般会計の歳入の中の雑収の項目で従来通りに処理するつもりでございします。

○福田(繁)委員 そうすると、その次の物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案に關してお伺ひしたいのであります。これまた先般上程されたところの提案理由によつて詳細に了承できたのであります。が、ただ一点お伺ひしたい。物品の無償貸付あるいは譲与をする場合に、それがこれを行うか。たとえば市町村長が行うのか、あるいはその果の出張所所長が行うのか、知事が行うのか大臣

が行うのか。こういうことができるのならば、この際詳細かつ具体的に御説明を願つておきたいと思ひます。

○正示政府委員 先ほど平岡委員の御質問にちよつと答へ申し上げましたように、物品の保管管理に關しましては、今日物品会計規則という非常に古い政令がございまして、それによつてやつておることは御承知の通りでございしますが、この物品の管理者がだれであるかといふことは、物品の態様によつておつておるものと存じます。私どもの今回の提案の場合におきましては、たとえば厚生省關係でございしますと、それ／＼の本省あるいは出先機關があるわけにございしますが、結局は——大体厚生省は御承知のように社会局長が援助關係の総括責任者がございします。大体におきましては社会局長のところで管理者の最高責任がございすると思ふのであります。第一線は御承知のように福祉事務所というものがございまして、これは地方の公共団体の職員になつておるのであります。たゞいまそういう運営のこまかいことにつきますと關係の省とも打合せをいたしておるのであります。が、農林省關係でありますと農地局長、あるいは食糧の食糧事務所長というふうなところにも關係があると思ふのであります。要するに提案の説明において申し上げましたように、昨年の風水害等の経験にかんがみまして、迅速に物品の無償貸付あるいは譲与をはかることが災害救助の目的に沿うような事態が多いといふことを考へまして、今回の法律案を出しておるような次第でございします。で、その目的に沿うように、たゞいま福田委員の御指摘になりましたよう

な、管理者あるいは出納責任者の責任において出すといふふうなことを考へたいと存じておる次第であります。

○福田(繁)委員 よくわかりました。もちろん非常時に迅速にこれを適用して災害救助の目的を果すといふことは、われ／＼衷心から了承できるのであります。たゞいまのような御答弁であります。えてしてこの法律自体を濫用といひますか、悪用といひますか、そういう傾向がありまして、非常時以外のときにこれを行われるという場合に、非常に弊害が生ずるおそれが多分にあるのでありますから、各官庁、言いかえれば、厚生省所管の場合には厚生大臣農林省所管の場合には農林大臣、大蔵省所管の場合には大蔵大臣が、地方末端の出先機關に對してこの法をよく理解するように、そうしてそういういた法を濫用、悪用して弊害を生ずることの絶対ないように注意を徹底してもらふことを私は格別この際強く要望しておきます。

そこで動議を提出いたします。この物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案と大蔵省關係法令の整理に關する法律案、これは先過から相當質疑も続行されましたが、また本日の理事会においても、大體各党派の御意向もわかりましたので、このあたりで質疑を打ち切れ、討論を省略してこの二法案に對して御採決あらんことを私は動議として提出いたします。

○千葉委員 長 たいだいまの福田君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼び者あり〕

○千葉委員 長 御異議ないようであり

ますから、大蔵省関係法令の整理に関する法律案及び物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案に關しましては、以上をもちまして質疑を打ち切り、討論を省略してこれよりただちに採決に入ります。右両案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔議員起立〕

○千葉委員長 起立議員。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なおただいま議決いたしました両案に関する報告書の作成、提出手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○千葉委員長 次に、去る二十三日当委員会に審査を付託されました企業再建整備法の一部を改正する法律案を議題とし、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。阪田君。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「乃至第二十六条」を「第二十五条及び第二十六条」に改める。

第二十条第一項但書を次のように改める。

但し、第二十四条第三項の規定によりその処分益又は処分損を仮勘定として経理しなければならぬ資産の処分に関する事項及び命

令で定める事項の変更については、認可の申請を要しない。
第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 第二十六条の二第二項（第二十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に

よる認可の申請及びその申請に対する認可は、決定整備計画に定める事項のうち当該申請に係る事項の変更についての認可の申請及びその申請に対する認可とみなして、この法律を適用する。

第二十四条中「第二十六条」を「第二十五条の二、第二十六条乃至第二十六条の五」に、「第四十三條」を「第四十條の三第二項、第四十三條、第四十七條の三」に改める。

第二十五条の次に次の二條を加える。

第二十五条の二 第二十四条又は前

條の規定により仮勘定を設けなければならぬ特別経理株式会社（以下仮勘定を有する特別経理株式会社とす。）は、第二十四条第三項の規定によりその処分益又は処分損を当該仮勘定として経理しなければならない資産（決定整備計画の定めるところにより解散した仮勘定を有する特別経理株式会社（以下解散会社とす。）については、その他の資産で命令で定める資産以外のものを含む。）の処分及び旧勘定に所屬していた債権（解散会社については、その他の債権で指定時に有していた在外資産に該當する債権以外のものを含む。）の回収を、昭和三十年九月三

十日までに完了するように努めなければならない。但し、同日までにその処分又は回収を終ることができない特別の事由がある資産又は債権については、命令の定めるところにより、主務大臣に対し、当該期限の延長の承認を申請することができ。

主務大臣は、前項但書の規定による承認の申請があつた場合において、承認又は不承認の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該特別経理株式会社の特別管理人で会社経理法第四十四条第一項の旧債権の債権者（以下旧債権者という。）のうちから選任された者又は当該特別経理株式会社に係る第四十二條の三の規定による旧債権者の代表者（以下仮勘定監理人と総稱する。）の意見を聞かなければならない。

特別経理株式会社は、第一項本文に規定する資産については、仮勘定監理人の全員と協議して、その処分見込価格を定めなければならない。

特別経理株式会社は、已むを得ない事由により、前項に規定する資産を同項の規定により定めた処分見込価格に満たない価格で処分しようとするときは、命令で定める場合を除く外、あらかじめ仮勘定監理人の全員の同意を得なければならない。

仮勘定を有する特別経理株式会社は昭和三十年九月三十日（第一項但書に規定する承認を得た場合には、その承認を得た期限）までに第一項に規定する資産の処分又は債権の回収、終らない場合には、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社の特別損失の額を負担した旧債権者（以下特別損失負担旧債権者という。）で、その負担した特別損失の額が合算して第十九條の規定により消滅した債権の総額の百分の五十以上に相當することとなる者のうち、仮勘定監理人（仮勘定監理人が法人の代表者である場合には、その法人）以外の者の同意を得て、当該特別経理株式会社に對し、一月を下らない期間を定めて、当該資産の処分又は当該債権の回収をなすべき旨を催告することができる。但し、仮勘定監理人の負担した特別損失の総額が第十九條の規定により消滅した債権の総額の百分の七十以上に相當する場合には、他の特別損失負担旧債権者の同意を得ることを要しない。

これを適用しない。
第二十五条の三 解散会社は、前条第一項に規定する資産の処分又は債権の回収により取得した資産を、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として経理すべき額（以下仮勘定の額という。）が確定するまで、現金、預金その他命令で定めるこれらに準ずる資産として保有しなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 清算のため必要な経費の支出に充てる場合

二 会社経理法第四十四条第一項の旧債権のうち第十九條の規定により消滅した債権以外のものの弁済に充てる場合

三 第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項の規定による分配金に充てる場合

四 その他第二十六条第一項若しくは第二項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項の規定による分配に支障がないものとして主務大臣の承認を得た場合

第二十六条第一項中「前二條の規定により、仮勘定として経理すべき額」を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に「（以下仮勘定利益額という。）」を加え、「第十九條の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理法第四十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合において、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）」の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめな

特別損失の額を旧債権者に負担させない特別経理株式会社については、第二項乃至前項の規定は、

ければならない。」を「特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の第三項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社を通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に対して譲渡しなければならぬ第二十九条の第三項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の第二項若しくは第二十六条の第四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、「株主の負担額」として計算せられる特別損失の額につき第三十四条第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に帰属せしめなければならぬ。」を「旧株主に、その負担した特別損失の額（既に第二十六条の第二項の規定により旧株主に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、以下旧株主負担額という。）を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合において、その超過

額」を「仮勘定利益額がある場合において、当該仮勘定利益額」に、「債権者又は株主」を「特別損失負担旧債権者又は旧株主」に改め、同条に次の一項を加える。

特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定したときは、命令の定めるところにより、第一項の規定による仮勘定の合計差引計算の結果（仮勘定利益額があるときは、第一項又は第二項の規定による帰属に関する事項を含む。）を主務大臣に報告しなければならない。

第二十六条の次に次の七条を加える。

第二十六条の二 特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定しない場合において、昭和三十一年三月三十一日に、当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、仮勘定利益額がある場合において、当該仮勘定利益額から左に掲げる金額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。この場合において、仮勘定利益額の残額から特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、旧株主に、旧株主負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。

一 第二十五条の第一項本文に規定する資産及び債権を仮勘定利益額の計算の日までにその処分又は回収を完了しなかつたものの帳簿価額の合計額（当該資産の対価の一部を取得し、又は当該債権の一部を回収している場合において、その帳簿価額を減額していないときは、その取得した対価又は回収した額に相当する金額の合計額を控除した額）から残存株主金額（指定時における資本の額から旧株主の負担した特別損失の額を控除した額をいふ。）を控除した金額（以下「残存株主金額」といふ。）を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。

二 解散会社にあつては、前号に掲げる金額の外、イ及びロに掲げる金額の合計額（ロの但書に規定する場合において、在外負債引当額が指定時在外負債超過額以下であるときは、イに掲げる金額）

イ 清算のため必要な経費の額。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社にあつては、仮勘定監理人の同意を得た金額に限る。

ロ 主務大臣の定める計算方法により在外負債（会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権（同項但書の債権を除く。）から除くものとして第七

条第一項第二号の規定に基づき命令で定めた債権に係る負債をいう。以下同じ。）の額から在外資産の額を控除してなお残額がある場合における当該

残額（以下本条及び第二十六条の六条において在外負債引当額という。）を限度とし、且つ、指定時現在で在外負債の総額が在外資産の総額を超えていた場合には、その超過額（以下第二十六条の六において指定時在外負債超過額という。）を在外負債引当額から控除した金額とする。

特別経理株式会社は、前項の規定により特別損失負担旧債権者又は旧株主に帰属せしめる金額を定める場合には、命令の定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を得なければならない。

特別経理株式会社は、第一項の場合において、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、仮勘定を有する特別経理株式会社又は金融機関再建整備法第三十七条の規定により調整勘定を設けなければならない金融機関（以下本条及び第六十条において単に金融機関という。）があるときは、当該特別経理株式会社又は金融機関に対し、同項の規定により分配すべき金額（第六項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を、命令の定める期間内に、通知しなければならない。

金融機関は、昭和三十一年三月三十一日現在における調整勘定の利益金につき、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定により、その確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対して分配することができる金額を、前項の期間内

に、当該特別経理株式会社に対して通知しなければならない。

第二項の通知を受けた金融機関及び特別経理株式会社は、左に掲げる金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別経理株式会社に通知しなければならない。

一 金融機関にあつては、第三項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号の利益金とすることに因り、当該金融機関の確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に、前項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに同法第三十七条の二若しくは同法第三十七条の三の規定により分配することとなる金額

二 特別経理株式会社に、あつては、前二項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上することとに因り、当該特別経理株式会社の特別損失負担旧債権者又は旧株主である仮勘定を有する特別経理株式会社に、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定による分配すべきこととなる金額

前三項の規定により特別経理株式会社が通知を受けた金額は、第一項の規定の適用については、これを当該特別経理株式会社の昭和三十一年三月三十一日現在にお

る仮勘定の負債の部に計上すべき金額とする。

第二十六條の三 特別経理株式会社は、第二十四條又は第二十五條の規定による仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算を行った場合において、当該計算を行った日現在で、仮勘定利益額があり、且つ、当該仮勘定利益額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額という。）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額以上となるときは、当該仮勘定を閉鎖することができる。

特別経理株式会社が前項の規定により仮勘定を閉鎖した場合に、その閉鎖の時において仮勘定の額が確定したものとみなして、この法律を適用する。この場合における第二十六條第三項の規定の適用については、同項中「仮勘定利益額」とあるのは、「仮勘定の残額」とする。

第一項の規定により仮勘定を閉鎖した特別経理株式会社については、第二十五條の二第三項乃至第七項の規定は、これを適用しない。

特別経理株式会社が、第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合において、第二十六條の規定による仮勘定利益額の分配を完了したときは、当該特別経理株式会社に、これを適用しない。

第二十六條の四 特別経理株式会社は、随時、仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額を、特

別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに應じて帰属せしめ、その帰属額を分配することができる。

第二十六條の二第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十六條の五 解散会社が第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収を完了した場合同法第三十七條の三の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下調整勘定受益権という。）又は第二十六條の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という。）を仮勘定を有する特別経理株式会社以外の者に譲渡することができる。

特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社は、前項の規定により調整勘定受益権又は仮勘定受益権を譲渡しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

第一項の規定による調整勘定受益権又は仮勘定受益権の譲渡については、金融機関再建整備法第三十七條の九の規定又は第二十九條第二項の規定は、これを適用しない。

第二十六條の六 在外資産を有する解散会社は、第二十六條の三第一項の規定に該当しない場合においても、第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収

（調整勘定受益権又は仮勘定受益権を有する場合に、前条第一項の規定によるその譲渡を含む。）を完了した後、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて左に掲げる事項を履行したときは、その仮勘定を閉鎖することができる。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社が当該事項を履行しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

一 在外負債を有しない解散会社にあつては、主務大臣の選任する者（以下特殊管財人という。）にその有する在外資産の管理を委託すること。

二 在外負債を有する解散会社にあつては、左に掲げる金額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託すること。但し、イ又は仮勘定利益額がないとき、又は仮勘定利益額がその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額以下であるときは、イに掲げる金額に相当する部分の金銭の引渡及びその管理の委託を要しない。

イ 指定時在外負債超過額がない場合には、第二十六條の二第一項第二号に掲げる金額（当該金額が引渡の時現在の仮勘定利益額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執

行に要する経費の見積額を控除した残額を超える場合には、当該残額）

ロ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額に満たないときは、指定時在外負債超過額をイに掲げる金額に加算した金額

ハ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額以上であるときは、在外負債引当額

第二十六條の三第二項前段の規定は前項の場合に、これを準用する。この場合における第二十六條の規定の適用については、同条第一項中「場合においては、その超過額（以下仮勘定利益額という。）とあるのは「場合においては、その超過額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の額」として仮勘定監理人の同意を得た金額（第二十六條の六第一項第二号イ又はロの規定に該当する場合に、同号イに掲げる金額を加算した金額）に相当する額を控除して、なお残額があるときは、その残額（以下本条において帰属範囲額という。）とし、同条第二項乃至第四項中「仮勘定利益額」とあるのは「帰属範囲額」とする。

在外負債を有し、在外資産を有しない解散会社は、その仮勘定の額が確定した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、その有する在外負債の額に相当する金銭を特殊

管財人に引き渡し、その管理を当該特殊管財人に委託することができる。

在外負債及び在外資産を有する解散会社は、第二十六條の三第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、在外負債引当額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託することができる。

商法第四百二十七條の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の規定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡をなした場合において、在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務が終了したときに、これを準用する。

前項において準用する商法第四百二十七條第一項の規定による株主總會の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のなす事務を除き、第二十六條の八第一項の規定により主務大臣の指定する日の前日まで、これを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその営業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣が、これを定める。

第二十六條の七 特殊管財人の職務の執行は、主務大臣の監督に属する。

特殊管財人は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により二以

上の解散会社から引渡を受けた金銭を合同して運用することができ。但し、当該金銭とその他の資産とは、分別して管理しなければならぬ。

特殊管財人は、命令の定めるところにより、解散会社に代つて、前条第一項又は第四項の規定によりその管理を委託された在外資産に係る事務（特に委託を受けた場合には、在外負債に係る事務を含む）を処理するものとする。

特殊管財人が前条第一項、第三項又は第四項の規定により引渡を受けた金銭の管理及び前項に規定する事務の処理に要する費用並びに特殊管財人の受くべき報酬は、命令の定めるところにより当該金銭の運用により得た収益金のうちから支出することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

主務大臣は、特殊管財人がその任務に反する行為をしたときその他特殊管財人を不適当と認めるときは、これを解任することができる。

特殊管財人が死亡し、又は前二項の規定により退任し、若しくは解任されたときは、主務大臣は、直ちに特殊管財人を選任しなければならぬ。

特殊管財人の変更があつた場合には、その職務に係る権利義務は、命令で定めるものを除き、新たに選任された特殊管財人が、これを承継する。

主務大臣は、特殊管財人を選任し、若しくは解任し、又は特殊管財人が第五項の規定により退任したときは、その旨を公告する。

前九項に規定するものを除く外、特殊管財人が解散会社からの委託に基づいて行う金銭の管理その他の事務の処理に必要なる事項は、命令で定める。

第二十六條の八 第二十六條の六第五項の規定により退任した清算人は、主務大臣の指定する日において、再び清算人となる。但し、当該退任した清算人が死亡その他の事由に因り清算人となることができない場合においては、利害関係人の請求により、主務大臣が、清算人を選任する。

前項の規定により解散会社の清算人が就職したときは、当該解散会社に関する特殊管財人の任務は、終了する。

信託法第六十五條及び同條において準用する同法第五十五條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十九條の三第一項本文中「会社経理應急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「株式を発行する場合」の下に「又は当該特別経理株式会社」に附屬した第二会社の株式の売出しに當り額面株式の一株の金額をこえる価額を以て株式を売出す場合」を、「新株の引受権」の下に「又は第二会社の株式を額面価額で買受ける権利（以下第二会社株式の買受権といふ）」を加え、「株主又は債権者で新株の引受人」を「旧株主又は特別

損失負担旧債権者で新株の引受人又は第二会社の株式の買受人」に改め、「発行価額」の下に「又は売価額」を、「株式の発行」の下に「又は売出」を加え、同項但書中「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、同条第二項中「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

損失負担旧債権者で新株の引受人又は第二会社の株式の買受人」に改め、「発行価額」の下に「又は売価額」を、「株式の発行」の下に「又は売出」を加え、同項但書中「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、同条第二項中「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

債権者のうちから選任された者の人数と同数の代表者を選任しなければならぬ。

前項の代表者の選任については、会社経理應急措置法第十七條第二項及び第五項の規定を準用する。

第一項の規定により選任された旧債権者の代表者は、当該会社の仮勘定の額が確定したときに、退任するものとする。

第四十七條の二の次に次の一条を加える。

第四十七條の三 第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた特別経理株式会社は、臨時監理人は、第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収並びに仮勘定の経理に關し、当該特別経理株式会社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は当該特別経理株式会社の帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

第五十三條第一項本文中「第二十六條」を「第二十六條の三、第二十六條の五若しくは第二十六條の六」に改め、同項但書中「乃至第二十六條」を「第二十五條、第二十六條乃至第二十六條の三若しくは第二十六條の六」に改め、「過失がなかつた者」の下に「及び特別経理株式会社」が第二十六條乃至第二十六條の三、第二十六條の五又は第二十六條の六の規定に違反した場合における特別管理人」を加え、同条第二項中「認可の日から五年」の下に「第二十四條乃至第二十六條の三、第二十六條の五又は第二十六條の六の規定の違反に係る

ものについては、仮勘定の額が確定した日から二年」を加える。

第六十條中「特別経理株式会社」の下に「若しくは金融機関」を加え、第四號の次に次の一号を加える。

四の二 第二十六條の二第三項乃至第五項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき第六十條第八號及び第九號中「第一項」の下に「又は第四十七條の三」を加え、同条第十二號中「第四十條の三」を「第二十六條第四項、第四十條の三」に改め、同號の次に次の一号を加える。

十三 第四十二條の三第一項の規定による仮勘定監理人の選任を怠り、又は同条第二項において準用する会社経理應急措置法第十七條第五項の規定による届出を怠つたとき

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號）の一部を次のように改正する。

第三十九條の二十六中「第三十七條の九」の下に「又は企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十號）第二十九條第二項」を加え、「同法」を「金融機関再建整備法」に改め、「という」の下に「又は企業再建整備法第二十六條の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という）」を加える。

第三十九條の二十七中「調整勘定受益権」の下に「仮勘定受益権」を加える。

大蔵省設置法（昭和二十四年法

3

大蔵省設置法（昭和二十四年法

大蔵省設置法（昭和二十四年法

大蔵省設置法（昭和二十四年法

律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特別経理会社に関するこ

○阪田政府委員 ただいま議題となりました企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

企業再建整備法は、特別経理会社の終戦に伴う損失を株主、債権者に負担させることにより企業の再建をはかったものでありますが、その最終的処理につきましても種々困難な問題がありまして、現在のままではとうてい期待し得ない状態にあるのであります。すなわち認可を受けた整備計画の履行の過程に生じた損失は、仮勘定として整理し、整理を完了して仮勘定の損益が確定した際に利益があつた場合には、損失を負担させた債権者、株主に分配することとなつてゐるのであります。資産処分等が予想外に遅延し、また国内の資産処分等が終了しても在外資産、負債を有する会社は確定できないこととなつており、さらに、金融機関の調整勘定及び他の特別経理会社の仮勘定の割もどしが確定しないというところから、これが相互に関連して、現行法では、仮勘定の確定というところはきわめて困難な実情にあります。このように仮勘定が未確定であるということから、解散した特別経理会社にとつては清算を終了し得ないこととなる等、種々の面で支障を来している次第であります。

ります。

今回改正しようとしたします趣旨は、完全な意味で仮勘定を確定することとは困難でありますので、実質的に完結と同様の効果をもたらし得るよう、特別経理会社の資産処分をすみやかに完了せしめるとともに、便宜の措置を講じて仮勘定を閉鎖し得る方途を設け、再建整備の最終的処理を促進しようとするものであります。

次に、本法案につき、改正の概要を申し上げます。

まず第一に、仮勘定を有する特別経理会社の仮勘定監理人の選任についてであります。債権者に損失を負担させた特別経理会社であつて、現在特別管理人がいない会社については、新たに債権者の代表として仮勘定監理人を選任させ、現に特別管理人のある会社にあつては、債権者を代表する特別監理人を仮勘定監理人とし、会社が行う資産処分等を監督させることとしたしております。

第二に、資産処分等を、促進するため、昭和三十年九月三十日までにその処分等を完了するように努めさせることとし、やむを得ない事情がある場合に限り、主務大臣の承認を得て期限の延長をすることができるといたしました。第三に、期限の延長にまつて承認のあつた資産は別となつたとして、期限内に処分を終らなかつた資産につきましても、仮勘定監理人が一定の手続を経て資産処分等を催告し、これに応じない場合には、当該会社にかわり資産の処分等を行うことができる道を開いております。また、資産処分の簡易迅速をはかるため、処分にあつたつての手続上の制約を排除するとともに、報告の義務を課する等所要

の規定を設けた次第です。

第三に、仮勘定利益の中間分配についてであります。特別経理会社は、昭和三十一年三月三十一日現在において仮勘定の計算を行い、仮勘定に利益のある場合には、その利益額から主務大臣の指定する金額を控除した残額を主務大臣の認可を受けて損失を負担した債権者及び株主に一斉に中間分配させることとしたのであります。この場合、債権者または株主のうちに調整勘定を有する金融機関または仮勘定を有する特別経理会社があるときは、分配すべき金額を相互に通知し合つて帰属すべき額の修正を行つた後において、分配しなければならぬこととしたしております。なお昭和三十一年三月三十一日以前においても、仮勘定の利益がある場合には、債権者に対してのみは、その負担せしめた債権額の限度までは、随時利益分配を認めることとしたしております。

第四に、仮勘定指定の特例に関する規定であります。仮勘定の残額が債権者及び株主の損失負担額以上になつたときは、仮勘定が確定しない場合においても随時仮勘定を閉鎖することができるとし、閉鎖したときにおいて、当該会社の仮勘定は確定したものとみなして、利益の分配ができることとしたのであります。

第五に、解散会社に関する特別措置といたしまして、解散した特別経理会社の場合に、資産処分等を完了したにもかかわらず、金融機関からの調整勘定または他の特別経理会社からの仮勘定の利益の分配を受ける権利があるために仮勘定が確定しないときは、その受益権を譲渡することができるとし、また、在外資産及び在外負債を有

する場合に、主務大臣が指定する在外負債の引当金額に相当する金銭及び在外資産の管理を主務大臣の指定する特殊管財人に委託して、仮勘定を閉鎖することができるとし、これらの方法によりまして、仮勘定を確定し得る道を開いております。最後に解散会社が在外資産及び在外負債にかかわるものを除いて清算事務が終了した場合においては、その清算を停止することとしたのであります。すなわち清算人は株主総会の承認により退任するものとして、特殊管財人の行う事務を除きすべての清算事務は一時停止し、後日主務大臣の指定する日において再び清算人が復活して清算事務を再開することとしたのであります。

以上本法案の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに賛成せられるようお願いいたします。次第であります。

○福田(衆)委員 議事進行について。私は先日衆議院及び本日の理事会で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、この問題に関連して、法務大臣並びに緒方副総理を招致いたしまして質問をいたすことになつておるのであります。委員長の御意見を伺ひたい。

○千葉委員長 緒方副総理は、ただいま参議院の本会議に出席中だそうです。法務大臣は、ふなれのために政務次官をこちろの方に出席せしめた。ところがその政務次官は、内閣委員会に出席して答弁中だそうであります。そこでこの問題は非常に重要な問題でありますから、むしろ明日かあるいは

適当なときに、はつきりその出席を確かめてから御質問をなすつた方がよろしいのではないかと思つております。

○福田(衆)委員 私の質問せんとする問題を適當なときまで猶予することはあまりありません。明日十時までは猶予いたします。そこで私は強くあなたに申し上げておきたいことは、ぜひとも法務大臣を出してもらいたい。法務大臣は、ふなれるために国会に出られないというならば、法務大臣はふなれるがために、法務省所管の法政事項は政務次官に一任いたしてあります。さうなことはいいはすのであります。法務省内部においてふなれであつても、法務大臣の任務を遂行してゐる。ことに国会議員の加藤法務大臣が、ふなれるがために大蔵委員会において答弁できないということ、本委員会を無視するもはなだしい。幸いに法務省の関係者もおいでになつておりますから、しかとお耳に入られて、法務大臣に言つてもらいたい。名目は、この補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案であります。これに関連して、時局柄相当重大なる問題を、私は国民の声のもとにおいて予算並びに財政金融を担当しておる大蔵委員として、法務大臣に伺ひたいと思つておりますから、ふなれでありましようけれども、ぜひとも出て来てもらいたい。明日十時に法務大臣と緒方副総理に出席してもらうことを条件にいたしました。本日散会することを私は承諾いたします。

○千葉委員長 同時に警視總監も参考人として招くということもつけ加えるのですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○春日委員 議事進行について。会期も迫つておるので、本委員会でも論議されました事柄でなおペンディングになつてゐる問題が幾つかあると思ひます。法案に關係する事柄もあり、關係してゐない事柄等もありますが、委員長におかれては、適當な機会にそれら一切の懸案を解決することの機会を御準備願ひたい。

それから経済援助資金特別会計法案の第四条中における政令なるものの範圍、これが本法案に占めるウェイトは重いのですから、この政令の要綱、大體構想されておるところを大委員会に資料として御提示願ひたいことを要望してございしますが、本日に至るまでそれが提出されておらないのであります。これをすみやかに御提出を願ひたい。

さらに一箇月半ばかり前に本委員会において質問いたしました、今パチンコ屋が事実上タバコを扱つております。これは非合法の手段で扱われており、このタバコ専売に關する法律の運営に幾多の疑義を投げかけております。従いましてパチンコ屋の諸君がこのタバコを合法的に扱へる方法はないものであらうかと一私案を呈示して当局の返答を促しておつたのであります。が、専売当局は、その後なまけておるかと思はれておるか、一向これに対する返答をされるけいも見えませんが、なお要求してあつた委員会での答弁も何らなさられておらないのであります。従いまして、この問題も本委員会の所管事項として當然法律的に解決しなければならぬ問題であると考えますので、これまた當時の速記録等を徵されまして、適當に本問題の解決をは

かるために、当局の見解とされておるところを本委員会にお示し願ひたいのであります。

もう一つは所得税に關する事柄であります。日雇い労働者、左官、とび、大工というやうな諸君の所得が、事業所得であるか勤勞所得であるかの問題は、全国において区々の取扱ひがさ

て、その取扱ひについての統一した決定を行わねばならぬ事柄でありますので、これもすみやかな機会に国税庁長官等を本委員会に御招致願つて、この取扱ひに對して疑義のあるところを一掃願ひたい思ふのでございます。いろいろペンディングの問題が他にもあろうと思ひますが、これは委員長において御整理を願ふことでありますけれども、とりあえずこの三点につきまして、委員長においてすみやかにひとつ審議がござますようにとりはからひを願ひたいということを強く要求いたします。

○千葉委員長 ただいま春日委員からの発言もありましたが、明日は午前中質疑をいたしまして、午後は二時から本委員会の懇話会を開きまして、それらのもの／＼の問題について御協議を願ふことにしたらどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○春日委員 それでけっこうであります。ただ問題の事柄が法律に關係する事柄なのであります。單なるフリーストリーキングだけでは後日に記録が残らないと思ひますので、決定に至るまでのいろいろ／＼な見解は、一つの過程として記録にとどめる必要があらうと考えます。昨今他の委員会等におきまして、小委員会の記録は速記にと

られておる様子でございますので、願わくはそのやうな懇談会はひとつ小委員会とかなんとかいう正規の委員会にしたいと思ひます。同時にこれを記録にとどめておかれるやうな御配慮を願ひたいということを強く要望いたします。そういうやうな条件下に置かれます小委員会でありますならば、それでけっこうだと思ひます。

○千葉委員長 いかがでございますか、小委員会にするか、あるいは懇話会にするか、それは速記をとるか、あるいは速記をとらないか、随時決定するということにいたしまして、明日は定刻に委員会を開いて、そして午後さらに続行することだけ今日きめておいたらどうかと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○千葉委員長 それでは本日はこの程度で散會いたします。
午前十一時五十一分散會

〔参照〕
大蔵省關係法令の整理に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
物品の無償貸付及び譲与等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕